# 住宅用火災警報器を　無料配付します

配付を行う火災警報器

住宅用火災警報器の普及促進を図り、皆様の生命財産を守るため町内の住戸（一部除く）に１個ずつ無料配付します。

配付は８月１日現在、住民登録がある世帯主あて（同居世帯の場合はいずれかの世帯主）に８月から９月にかけて順次郵便でお届けします。なお、取り付けは各自で行ってください。

○取付場所や取付方法などは同封のパンフレットまたは説明書を参考にしてください。

○寝室や階段への設置が義務付けられていますので不足分は各自で購入するなどし、設置してください。

○アパートや借家などに設置する場合は事前に家屋の所有者または管理会社等に連絡し、承諾を得て行ってください。

**【問い合わせ先】　役場総務課防災係**
**☎ 286-3111 内線 221**

## ●運用状況をお知らせします

## 情　報　公　開　条　例
## 個　人　情　報　保　護　条　例

**町では、情報公開条例を平成 14 年４月から、個人情報保護条例を平成 14 年 10 月から施行し、その運用状況を毎年度公表することとしています。**
**平成 20 年度の運用状況は、次のとおりです。**

○町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会に対する開示請求（申出）はありませんでした。

### ■個人情報保護条例

| 区　　分 | 実施機関 | 試　験　等　の　名　称 | 開示件数 |
|---|---|---|---|
| 口頭による個人情報開示請求 | 町　長 | 益城町職員採用試験（第一次試験） | 2 |
| | | 益城町職員採用試験（第二次試験） | 3 |
| | | 計 | 5 |

＊「口頭による個人情報開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭による開示請求を認めるもので、現在、町職員の採用試験が定められています。

○町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会に対する個人情報の開示請求（口頭による請求を除く）、訂正請求および是正の申出はありませんでした。また、個人情報の開示請求および訂正請求に対する異議申立てもありませんでした。

**問い合わせ先**　役場総務課行政係　☎２８６－３１１１　内線２２２